

旭川市水道局建設工事等一般競争入札傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、一般競争入札の公開及びその傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴定員等)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 傍聴人の受付は、前項の定員になり次第締切るものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 入札執行を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、公告で定める時刻までに入札傍聴人申込書（別記様式）により受付をし、係員の指示に従い入室するものとする。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、入札会場に入り、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、入札執行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場内においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札の結果等について拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、高笑い等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 人に迷惑をかけ又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札会場の秩序を乱す等入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、写真撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に入札執行者の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は係員のすべての指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、入札執行者はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

入札傍聴人申込書

入札日	住所又は会社名	氏名	適用

注 摘要欄には、整理NO又は傍聴を認めなかった理由等を記入すること。